

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

} 殿

総務省大臣官房政策評価広報課長
(公 印 省 略)

地方自治法第99条に基づく意見書のオンライン提出について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づき地方議会から国会又は関係行政庁に対して提出される意見書（以下「意見書」という。）は、書面等により行うこととされていますが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項により、関係行政庁への意見書については、主務省令で定めるところによりオンラインで提出することができることとされています。

この度、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第1項に基づき、総務省における意見書のオンライン提出の方法について、別紙のとおり定めましたので、お知らせいたします。

各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村議会事務局に対しても、この旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

(別紙)

地方自治法第 99 条に基づく意見書のオンライン提出について

地方自治法第 99 条に基づく意見書を総務省に対してオンラインで提出する場合は、以下の要領により、電子メールで提出いただくようお願いいたします。

1. ファイル形式について

- ① 意見書の様式は任意となりますが、ファイル形式は P D F ファイルとし、意見書 1 件ごとに 1 つのファイルにしてください。ファイル名は「(●●県●●議会) ●●意見書」としてください。意見書の件名が長い場合は、適宜要約したファイル名にしてください。
- ② パスワード付き圧縮ファイルでの送信はしないでください。

2. 電子メールの宛先等について

- ① 電子メールは、貴地方公共団体における公式ドメインの議会事務局等の共通アドレスから、以下の総務省アドレス宛てに、意見書の P D F ファイルを添付して送信してください。
(総務省意見書担当) ikensyo_seisakuhyouka@soumu.go.jp
- ② 電子メールの件名は「(意見書提出) ●●県●●議会」としてください。
- ③ 電子メールの本文に連絡先・担当者名を明記してください。
- ④ 1 つの電子メールに複数の意見書を添付していただいても差し支えありませんが、その場合は、議決順序を電子メール本文に記載してください。
- ⑤ 添付ファイルの容量が大きい(10MBを超える)場合は、メールを受信できないことがありますので、総務省大容量ファイル転送システムを使用して送信してください。その場合は、事前に御連絡ください。

3. その他

- ① 郵送による意見書の提出も従前どおり受け付けておりますが、同一の意見書を電子メールと郵送の両方で提出しないようにしてください。
- ② 電子メールで送信した意見書に誤りがあった場合は、電話にて御連絡ください。

(本件に関する連絡先)

総務省大臣官房政策評価広報課 (渉外担当)

TEL : 03 (5253) 5165 (直通)

ikensyo_seisakuhyouka@soumu.go.jp